



感染症対策を講じた中で 刑事事件の流れや裁判員裁判などについて説明してきました

7月23日（土）、愛媛県生涯学習センターが主催するコミュニティ・カレッジへの講師派遣の御依頼があり、検察官が「現代社会講座Ⅰ・法律」の講師をしてきました。

コミュニティ・カレッジは、心の豊かさや教養を高め、実社会において必要な知識や技術を習得するために開催しているもので、「現代社会講座Ⅰ・法律」は、日々の生活に必要な法律知識を学ぶことを目的とされています。

検察官からは、裁判員制度が導入された経緯や裁判員の職務、裁判員裁判を含む刑事事件の流れなどについて説明を行いました。受講者の皆様は、検察官の説明に熱心に耳を傾けられていたほか、裁判員裁判以外にも、刑事事件の手続や検察官の職務内容に関する質問をされており、受講者の皆様の司法に対する関心や意識の高さを肌で感じることができました。

受講者の皆様の疑問や不安を解消するお役に立てたのであれば光栄です。このような機会を通じて、多くの方に裁判員裁判の実情や検察庁の業務を理解していただけるよう、今後も講師等として多くの方と触れ合っていきたいと思っています。

出前教室・移動教室のご要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。

松山地方検察庁 検察広報官  
電話 089-935-6111(代表)  
〒790-8575 松山市一番町4丁目4番地1



松山地方検察庁 広報活動 検索